令和７年度決算に基づく日南町健全化判断比率等の算定結果

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率を算定したところ次のとおりとなり、監査委員の審査に付した後その意見を付して９月定例町議会へ報告いたしました。

	指標	日南町 R7年度	日南町 R6年度	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	― %	― %	15.00 %	20.00 %
	連結実質赤字比率	― %	― %	20.00 %	30.00 %
	実質公債費比率	8.1 %	8.4 %	25.0 %	35.0 %
	将来負担比率	― %	― %	350.0 %	

※ 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率がない場合は「－」と記載。

	特別会計		日南町 R7年度	日南町 R6年度	経営健全化基準
資金不足比率	法適	簡易水道事業会計	― %	― %	20.00 %
		下水道事業会計	― %	― %	
		病院事業会計	― %	― %	
	法非適	再生可能エネルギー発電事業特別会計	― %	― %	

※ 資金不足額がない場合は「－」と記載。

財政健全化法とは？

平成19年6月に成立したこの法律は地方公共団体の財政破綻(はたん)を早い段階で防止することを目的とした法律です。

地方公共団体は、毎年度この健全化判断比率等を監査委員の審査に付したのち、議会に報告するとともに住民に公表することが義務づけられました。

財政健全化法では、福祉や教育、まちづくりなどを行う一般会計だけでなく、病院や水道といった特別会計や公社・第3セクターなど地方公共団体と深く関わりのあるところまで監視を行い、財政状況が悪くなれば早い段階で改善していくという特徴があります。

本町の指標は、昨年度と同様にいずれも法に定める基準に該当する状況ではありませんでした。

しかしながら、人口減少により入ってくるお金は益々減る予測の厳しい財政状況のため「施策の選択と集中」により引き続き財政の健全的な取組みを検討実施します。